

## 平成25年度事業計画の実施について

### 【基本姿勢】

### － 弁理士の存在価値を高める－ 次世代に引き継ぐシッカリとした礎を築こう

昨今の急激なグローバル化に伴ってユーザは過酷な国際競争に晒され、多くの弁理士も、ともすれば過剰とも思える知財競争に巻き込まれ疲弊した状況にあります。そして、若手弁理士は、弁理士にはなったものの将来像を描けず、何をすればよいか迷い、自信を喪失しかけています。

しかし、競争に晒されている立場であるからこそ、我々は従前にも増して自助努力を重ね、グローバルな視点での専門性、競争力を高め、ユーザに資するさらに高度な専門サービスを提供する集団を目指すべきです。

そして、その専門サービスの提供を通じて弁理士に対する社会の適正な評価…それは時として報酬、名誉、あるいは社会貢献に対する満足感、達成感など、人それぞれの価値観によって計られるべきものですが…を獲得し、弁理士としての職務にやり甲斐と誇りとを実感できる環境を我々の力で勝ち取っていかなければなりません。さもなければ、将来を担うべき弁理士は夢と希望を持つことができず、弁理士制度はいずれ過去のものへと葬り去られることとなります。それは国家に途方もない損失をもたらすはずで

我々は、弁理士の存在価値をさらに高め、弁理士が自信と誇りをもって、そして、夢と希望をもって職務に励むことができる、さらに強固な礎を構築することを「使命」として、平成25年度の事業を進めます。

そのために、我々は、時代の流れを踏まえつつ、諸先輩の知見を尊重して護るべきものは護る一方、将来を担う世代の意見を踏まえながら、変えるべきものはダイナミックに変革する会務運営を果たしていきます。

### 【基本方針】

1. 人材育成と業務支援
2. 活力ある知財制度の実現
3. 誇りの持てる弁理士制度の実現
4. 啓発活動、支援活動
5. 役員制度の見直し
6. 日本弁理士会組織の見直し

### 【具体的政策】

#### 1. 人材育成と業務支援

- (1) ベテラン弁理士のスキルを若手弁理士に移転する実務能力育成プログラムを開発し、そのプログラムに基づいた演習指導型の『弁理士育成塾』を立ち上げます。
  - ・高度化・複雑化した昨今の実務は、未経験者等が初期のOJTとして手掛けるにはハードルが高すぎ、指導者の負担も過大なものとなっています。そこで、過去の実例を利用して一定のレベルまで実務スキルを習得する初期導入プログラムを開発し、ベテラン弁理士が無理なく懇切丁寧に指導できる体制を整備して、若手を実務段階へと円滑に誘導する仕組みを設けます。
  - ・eラーニングを主体とした既存の実務修習、継続研修のプログラムとは明確

に切り離し、寺子屋式の実践型演習の繰り返しと修了認定の厳格化により、効果の最大化を図ります。

- ・実施事業の外部委託を図ることにより、東京以外での地方開催、夜間、祝日の開催といった受講者の便宜を図る措置を講じます。

**(研修所、総合政策委員会、会長室、知財戦略会議(WG))**

---

弁理士育成塾（パイロット版）を企画して8月にモニター生の募集を行ったところ、約200人から申込みがあり、最終的に38人を選抜した。11月から週末隔週（全10回）で東京・大阪各3クラスを開講した。講義の視察やモニター生へのヒアリングを行った上で、研修方法や受講料について検討した。その結果、受講料（既存クラス：24万円、新設クラス：44万円）と新設クラス数（東京：3、大阪：1、名古屋：2）を決定した。

**(2) 企業内弁理士向けの研修プログラムを開発し、その実施及び企業への便宜の提供を図ることにより、企業内弁理士のスキル向上を支援します。**

- ・企業の知財部に所属する弁理士は、社内あるいは知財協といった組織での研修を受けることにより知識、スキルを高める機会が豊富にあらうかと思えます。しかし、そのような状況にない企業内弁理士も少なくないはずです。そういった企業内弁理士のスキル向上に資する研修を日本弁理士会で用意し、その実施を目指すとともに、希望に応じて会員が所属する企業にも研修プログラムを提供し、企業内弁理士の存在価値を高める支援活動を展開します。
- ・企業内弁理士がその専門知識を社内業務で活用するために何が必要か、といった事務所弁理士の育成とは異なる切り口でプログラムを開発します。
- ・事務所弁理士と企業弁理士の双方で知恵を出し合って、事務所の資源を有効かつ合理的に活用しつつ企業の知財力強化に貢献することができる存在を目指す企業内弁理士の自己研鑽を支援します。
- ・日常業務に支障が生じないよう、夜間、休日に開催するといった便宜を図ります。企業に現に所属する弁理士のみならず、企業内弁理士として今後活躍することを目指す弁理士にも研修を提供します。
- ・組織内専門職を目指す弁理士に対しては、インハウスローヤー等で先行する米国等の事例・実態を調査し、その調査結果を反映した研修を提供します。

**(研修所、総合政策委員会、企業弁理士知財委員会、  
会長室、知財戦略会議(WG))**

---

① 研修所と企業弁理士知財委員会が協力をするることにより、弁護士の講師を招いて「企業弁理士のための独占禁止法 入門編」という継続研修を9月に大阪、10月に東京でそれぞれ開催した。

② 企業内弁理士向け研修プログラムについては、現在、企業弁理士知財委員会において、研修コンテンツの検討、さらには、e-learning 研修については、講師との打合せを行い、近々収録の予定である。

③ 企業弁理士知財委員会研修等実施報告

- ・5月22日（水）、18:00～20:00（東京）  
第1回研修フェスティバルにおいて、「企業内弁理士の活動について」をテー

マに開催した。

- ・ 5月22日(水)開催の第1回研修フェスティバルにおいて、当委員会のポスターセッションを実施した。
- ・ 6月17日(月)、13:00~15:10(福岡)  
九州支部主催研修会「企業弁理士からの知財事務所への提言と企業弁理士知財委員会の活動紹介」に講師として、企業弁理士知財委員会委員を派遣した。
- ・ 7月12日(金)、関東支部主催新人歓迎会において、「企業弁理士知財委員会の存在・役割」を関係者に説明・普及する目的で、オープンハウスを実施した。
- ・ 9月27日(金)・10月4日(金)、18:30~21:15(近畿、東京)  
研修所と共催で「企業弁理士のための独占禁止法 入門編」を開催した。
- ・ 11月1日(金)・12月6日(金)・1月31日(金)、18:30~21:30(東京・東海・近畿)  
グループディスカッション「業界内のコミュニケーションの円滑化について議論する」を開催した。
- ・ 11月28日(木)、18:00~20:10(近畿)・12月11日(水)、18:30~20:40(東京)  
研修会「知財訴訟における裁判官の心証形成とその示唆・開示について」を開催した。
- ・ 11月29日(金)、18:00~20:00(東京)  
第2回研修フェスティバルにおいて、「ディスカバリー制度における企業内弁理士の役割」をテーマに開催した。
- ・ 11月29日(金)開催の第2回研修フェスティバルにおいて、当委員会のポスターセッションを実施した。
- ・ 11月30日(土)、日本知財学会第11回年次学術研究発表会(青山学院大学)  
「情報通信分野における標準必須特許とパテントプールの動向と分析」、「創薬分野におけるパテントプールの現状と将来可能性」をテーマに発表した。
- ・ 12月6日(金)、18:30~21:30(東海)  
グループディスカッション「業界内のコミュニケーションの円滑化について議論する」を開催した。
- ・ 1月24日(金)・27日(月)、18:30~20:40(近畿・東京)  
研修会「米国ディスカバリー入門」を開催した。
- ・ 2月6日(木)、18:30~21:30(東京)  
研修会「米国訴訟に対する企業内弁理士の対応」を開催した。
- ・ 2月21日(金)・3月5日(水)、18:00~20:40(近畿・東京)  
研修所主催当委員会企画研修会「知財部長・経営層が語る企業の知財戦略」を開催した。
- ・ 2月22日(土)、東海支部主催新人歓迎会において、「企業弁理士知財委員会の存在・役割」を関係者に説明・普及する目的で、オープンハウスを実施した。
- ・ 3月7日(金)、18:30~20:45(東海)  
研修会「知財訴訟から学ぶ知財戦略と訴訟実務」を開催した。
- ・ 3月20日(木)、近畿支部主催新人歓迎会において、「企業弁理士知財委員会の存在・役割」を関係者に説明・普及する目的で、オープンハウスを実施した。

(3) **若手弁理士のさらなるスキル向上と活躍を図る機会の拡大に取り組みます。**

- ・『弁理士育成塾』の修了者等、一定の初期導入教育を済ませた弁理士と、人材を求める事務所、企業等とのマッチングを図るといった手法により、若手を実務段階へと移行させる仕組みを導入します。

- ・国、地方公共団体等の知財関係組織と連携して、若手弁理士が現場の知財に関与して経験を積む場を創設し、地域の知財力強化、産業創出や地域ブランドの活用による地域活性化に貢献できる人材の育成を支援します。
- ・欧米はもとより、アジア地域その他の新興国を対象とした海外派遣制度を活発化し、諸外国の知財制度の取り組み、知財訴訟のあり方を的確に研究し、中小企業を含めた企業の利便性を高めるとともに、若手弁理士が海外で経験を積む機会の拡大に取り組み、若手弁理士の海外派遣を積極的に検討します。弁理士の派遣費用を補助・助成する仕組みも検討します。

**(研修所、国際活動センター、総合政策委員会、会長室、知財戦略会議(WG))**

---

① 研修所からの一案として、弁理士育成塾の修了者が特許出願等援助案件を優先的に受任できる仕組みの導入について提案があった。実現のためには支援センターの協力が必要になる。

② 総合政策企画運営委員会で、日本貿易振興機構(JETRO)海外派遣スキームに弁理士を派遣することの是非について検討を行った。その結果、同スキームによる弁理士の海外派遣は、知的財産推進計画 2013 に謳われている「弁理士や企業OBなどの活用も視野に入れ、大使館やJETROなどの在外における支援の体制や取組の強化を図る」という施策に合致することから、弁理士を派遣するべきとの結論が得られた。

公募による人選を経て、1名の弁理士をJETROのバンコク事務所に派遣することが決定した。派遣期間は2年であり、すでにJETROとの覚書の締結等の手続を終え、平成26年4月1日から6か月間のJETRO本部での研修の後、現地に派遣されることとなる。

**(4) 弁理士業務の拡大を検討し、その実現を目指します。**

- ・出願代理業務の市場が明確に縮小する中、座して市場回復を待っても活路は開けません。我々弁理士が、これまでの業務経験を活かして新たに開拓し、進出することが可能なビジネスは、専権業務の分野、及び周辺関連業務の分野のいずれにも必ず存在するはずで、それらのビジネスの可能性を組織的に検討し、検討結果を会員に還元します。
- ・新規なビジネスを弁理士に依頼して頂けるように、経済界等の外部へ働きかけ、広報活動を積極的に実施して、弁理士が業務を拡大するための環境の整備を支援します。

**(総合政策委員会、弁理士法改正委員会、会長室、知財戦略会議(WG))**

---

① 弁理士制度の見直しに関し、平成25年8月末から産業構造審議会に弁理士制度小委員会が設置され、平成26年2月まで合計6回の審議が行われた。その結果、弁理士の業務範囲に関して、発明発掘等の相談を弁理士の業務として明確化すること、ハーグ協定加入に伴う意匠法の改正に係る業務の追加などを提言とする報告書(案)が取りまとめられ、2月24日に開催された産業構造審議会知的財産分科会において承認された。

② 特許事務所や特許業務法人でない民間の会社が外国出願支援業務に進出したことや、シンガポールが法律事務としての業務を取り込むために国家的な戦略

を立てようとしている状況にあることから、総合政策企画運営委員会に「日本企業の外国出願支援業務を弁理士主導で行っていくために日本弁理士会ができる支援について」を審議委嘱した。同委員会からは、現状では外国出願の手續に明るい弁理士を育成すること、また国際活動センターや委員会の活動等を通じて蓄積された海外知財情報を利用しやすい形に纏めて提供することが適当とする旨の報告書が提出された。

(5) 事務所の競争力強化の取り組みを支援します。

- ・グローバルな視点での権利取得費用の低減に資する国内代理人業務のあり方を検討し、その改善策を会員及びユーザに提案します。特に、海外で国、地域毎に発生する費用を低減してユーザの知財活動費用の海外流出を抑えるため、我々日本弁理士がユーザに提供すべき業務のあり方を検討し、その成果を会員及びユーザに提案します。
- ・国際的な代理人間の競争を勝ち抜くために必要な事務管理の合理化、処理能力の強化といった事務管理の課題を調査検討し、課題解決に適した管理システムの提案及びその開発を促して、事務所の競争力の強化を推進します。
- ・事務管理人材のスキル向上を図るべく、既存の職員研修プログラムの続編としての実践版を開発し、その実施を通じて事務管理業務の品質向上及び競争力強化を推進します。
- ・事務所の経営スキル向上を図るべく、経営者向けの研修プログラムを開発し、その実施を通じて事務所の経営力の強化を推進します。

(総合政策委員会、会長室、知財戦略会議(WG))

## 2. 活力ある知財制度の実現

(1) 知財制度の改正動向及び方向性を継続的かつ中長期視点で検討する会内横断的な知財制度検討組織を設置し、実務系委員会とも連携して筋の通った政策提言を継続的にかつタイムリーに発信する仕組みを創設します。

(2) 産業界等の外部団体との定期的な意見交換及び交流を積極的に行い、ユーザに資する制度構築を提言していきます。

(3) 国や地方公共団体等の知財関係組織に人材を積極的に派遣し、ユーザに資する知財制度や知財戦略の設計に弁理士の知見を活用する仕組みの実現を働きかけます。

(総合政策委員会、支援センター、広報センター、実務系委員会、  
会長室、知財戦略会議(WG))

---

- ① 「知財戦略会議ワーキンググループ」を設置して、4月に「新たな知財戦略を打ち立て、我が国の産業を復興させる」と題する資料を作成のうえ会長に提出した。その後この資料は、「世界の知財競争に勝つための活力向上」と題する資料に発展して、自由民主党知的財産戦略調査会に提出されている。また、「知的財産制度による我が国産業復興のための具体的政策」をとりまとめて会長に提出した。この資料は、「知的財産制度による我が国産業活性化のための具体的政策」として自由民主党総務会長に提出された。

また、「法テラス」に倣い、中小企業の知的財産の創造、保護、活用を総合的に支援し、産業の活性化のための方策として「知財支援テラス」(仮称)を

設置すべきことについて会長に提言を行った。本件については、会長が産業構造審議会知的財産分科会に対し、これをベースとした提案を行った。なお、執行役員会では、「知財支援テラス」を商標出願した。

その後、ノウハウの存在について公的な証明を取得でき、かつその証明に基づいて、将来的に特許権等を取得することが可能な制度を創設するための提言として、「産業財産権制度とノウハウ保護とを結び付けた新制度の提案」について検討を行い、執行役員会に提出した。

## ② 職務発明制度への提言について

平成25年6月に閣議決定された「知的財産政策に関する基本方針」において、現在発明者に権利が帰属するとされている職務発明制度を抜本的に見直し、例えば、法人帰属又は使用者と従業者との契約に委ねるなど、産業競争力強化に資する措置を講ずることが明記された。

これを受けて日本弁理士会は、特許委員会を中心に検討を重ね、平成26年1月27日付けで会長から特許庁長官に、「意見書－職務発明制度の改正に関して－」を提出した。

その要旨は、ア) 制度の見直しに異論はないこと、イ) 仮に発明を「法人帰属」とする場合には、特許を受ける権利はまず原始的に発明者が所有し、その上で法人に権利を承継させ、承継による発明者の対価請求権は認めないこととすべきこと、ウ) 発明者に対する「発明報奨」の付与を、法的にも社内規定としても担保して、発明者のインセンティブを確保すべきこと、エ) 大学での発明及び企業内の「スーパー発明者」については、別途検討を要すること等である。

即ち、現行の職務発明制度の問題点は、職務発明訴訟における対価評価の不確定性にあるので、職務発明制度の見直しは、発明者への原始的な権利帰属を認めつつ、「発明に対する対価の請求」という考え方をやめ、「発明者の労力に対する追加の報酬」、「承継の対価」等のかたちで、出願後の早い段階で発明者の“報酬”を確定できるように改正し、企業側の対価リスクの回避と、発明者のインセンティブ確保の双方を実現するかたちで、解決することを目指すものである。

なお、職務発明制度の見直しについては、特許庁において産業構造審議会知的財産分科会のもとに、特許制度小委員会が設置されて現在検討が進められており、当会からも担当役員が委員としてこの検討に加わっている。

## ③ 知的財産分科会に対する提言について

知的財産分科会は、産業構造審議会の下部組織として、弁理士制度小委員会、特許制度小委員会、意匠制度小委員会及び商標制度小委員会を統括する機関である。会長が委員を務めており、今後の知財政策の方向性や具体的に取るべき施策に関して、会議での発言や文書により以下の提言を行った。

ア) 世界最速・最高品質の特許審査の実現のため、審査官の増員が必要であること。日本の審査官数は、欧米や中国と比較して圧倒的に少なく、また審査官一人当たりの処理件数は極めて多く、大幅な審査官増員をしなければ、世界最高水準の迅速・的確な特許審査は実現できない。

イ) IPDL（特許電子図書館）を存続させ、刷新すべきであること。

IPDLは、民主党政権下の事業仕分けで廃止の方向とされたが、中国や韓国を含む産業財産権情報をユーザに迅速・的確に提供し、技術開発やデザイン戦略を支援する観点から存続させ、さらに機能・サービスを向上させるべきである。

- ウ) 出願人優先の審査、出願人が魅力を感じる制度設計が必要であること。  
世界最高水準の迅速・的確な特許審査を追求するあまり、出願人に過度の負担を強いることになっては本末転倒。審査期間の短縮だけでなく、出願人が日本国特許庁への出願に魅力を感じるよう、出願人優先の制度設計が必要である。
- エ) 中小・ベンチャー企業の支援のため「新実用新案制度」を創設すべきこと。  
中小・ベンチャー企業が使いやすく、中小企業等にやさしい新たな知財保護システムとして、小発明・考案を審査主義のもとで新規性要件に重点を置いて保護する、しかも低廉な費用で権利取得が可能な「新実用新案制度」の創設を検討すべきである。
- オ) 「知財支援テラス」(仮称) の設置  
「法テラス」の「総合法律支援法」に倣った支援法を制定し、これを根拠とする「知財支援テラス」(仮称) を設置して、同テラスをハブとして各士業、省庁、地方自治体、民間組織(金融機関等)等が連携して、総合的・横断的に中小企業等の知財活動を強力に支援する活動を、全国的に展開すべきである。
- カ) 特許庁のサテライト・オフィスの設置について  
主要都市に、特許庁のサテライト・オフィスを設置して審査官・審判官を配置し、面接審査等を行って、迅速な権利化及び出願人の費用負担の軽減等を図るべきである。欧米、中国等ではすでに実施されている。

### 3. 誇りの持てる弁理士制度の実現

- (1) 弁理士のスキル向上のための努力及び成果を武器として、弁理士の存在価値を外部に積極的に発信し、弁理士の努力を専門職としての誇りに結び付けられる弁理士法改正(業務範囲、研修制度、秘匿特権、使命条項、非弁行為要件、等々の見直し)が実現されるよう働きかけます。
- (2) パッチを当てるような試験制度の小手先の改正ではなく、知財専門職としてユーザに貢献するために必要な「資質」を担保する上で、試験制度はいかにあるべきかの観点から試験制度を抜本的に見直し、これを実現させます。  
(弁理士法改正委員会、会長室、知財戦略会議(WG))

---

弁理士制度の見直しに関し、平成25年8月末から産業構造審議会に弁理士制度小委員会が設置され、平成26年2月まで合計6回の審議が行われた。その結果、「弁理士制度の見直しの方向性について」と題される報告書(案)が取りまとめられ、2月24日に開催された産業構造審議会知的財産分科会において承認された。

本報告書においては、弁理士の使命条項の創設、発明発掘等の相談業務の明確化、利益相反規定の見直し、ハーグ協定加入に伴う意匠法の改正に係る業務の追加、経済産業大臣による当会役員解任権の廃止等の法律事項の改正を提案している。また、省令事項として、弁理士試験の短答式試験科目ごとに合格基準を設定する科目別採点方式の提案や、運用事項として日本弁理士会のガバナンスの強化に向けた取組などが示唆されている。

その後、本報告書の提言を基に、弁理士法の一部を改正する法律案が作成され、「特許法等の一部を改正する法律案」として今通常国会に上程された。同法案は4月1日に参議院経済産業委員会、2日に参議院本会議を通過し、衆議院に回付されている。

#### 4. 啓発活動、支援活動

- (1) 弁理士の自助努力を促す一方で、その成果として弁理士が提供する価値に対して産業界等から適正な評価を獲得できるような啓発活動を展開します。サービスの内容の如何を問わず、安ければ安いほど良いといったデフレ指向の評価しか得られなければ、品質を犠牲にした安易な値引き競争を誘発し、知財制度や弁理士制度は急速に疲弊し、いずれは破綻します。これは我が国にとって決して望ましい姿ではありません。ユーザからみて理に適ったサービスを提供した弁理士がそれに見合った適正な評価を得られる仕組みが構築できるよう産業界等と積極的に意見を交換し、弁理士がやり甲斐を感じかつユーザの納得感も高められる社会を目指します。

(総合政策委員会、会長室、知財戦略会議(WG))

- (2) 弁理士の存在価値を社会に積極的に訴えかける広報活動を展開します。我々はこれだけ努力しているのだから、黙っていてもユーザは評価してくれる、といった感覚は社会で通用しません。弁理士の業務内容を社会に広く知らしめ、理解を得る活動を展開することが必要です。

(広報センター、会長室、知財戦略会議(WG))

---

広報センターでは不定期に新聞記者との懇談会を開催し、最近の知財に関する判例やホットな情報を提供している。今年度からは記者向けにほぼ毎月のペースでメールマガジンを発行している。内容は普段の懇談会ではなかなか触れることの少ない当会の委員会活動やイベントの情報を網羅している。記者に知財に詳しくなってもらうことにより、弁理士の業務への理解を深めてもらい、それらを社会に対して発信してもらうことを期待している。

- (3) 支援・啓発活動に関する支部の自治を強化し、地域密着型の活動の拡大を図ります。

- ・地域に密着した支援活動、啓発活動を実現するため、支部の支援活動のあり方を見直すとともに、支部による予算執行の柔軟性を高める仕組みを構築します。
- ・本会の支援活動を、支部の活動のサポート、及び出願等援助制度といった全国で一元的に統一して実施すべき事業に特化し、支援センターの組織のスリム化、合理化を図ります。これにより、全国から委員を招集して会合を開催する頻度を減らし、会員の出張負担の軽減と会合開催費用の削減とを図ります。

(支援センター、広報センター、会長室、知財戦略会議(WG))

---

特許庁において、平成26年度から予定されている知財総合支援窓口の強化に対応し、窓口は週1日から2日、弁理士を常駐させるために、全国47都道府県ごとに専門分野別に各4人合計188人を推薦した。

これらの常駐弁理士は、窓口における相談のみにとどまらず、窓口支援担当者(企業OB等)の教育、中小企業を対象とした知財に関する講習会の講師、その他窓口の充実に向けた積極的な提案を行っていくことが期待されている。

また知的財産推進計画2013の中に謳われている、弁理士と中小企業診断士との協力を実現するため、中小企業診断協会との協定締結を行った。その協定に基づき、日本弁理士会の各支部と各県の中小企業診断協会が覚書を交わすことにより、全国で弁理士と中小企業診断士が連携して事業を行う予定である。



- (4) 児童、生徒、学生向けの知財教育プログラムについては、知財学会、大学、高専といった外部の教育関係機関と連携した開発を促進し、教育現場の実情、児童心理学の観点を踏まえた費用対効果の高いプログラムを提供し、その実施に協力する体制を構築することにより、日本弁理士会の教育啓発活動の負担を軽減しつつ活動の実効を図ります。

(支援センター、広報センター、会長室、知財戦略会議(WG))

---

① 国立高等専門学校での知財授業について

平成25年3月14日に締結した、(独)国立高等専門学校機構との「知的財産教育の充実及び知的財産の活用のための協力に関する協定」により、各高専においてどのような知財授業を進めていくべきかを、高専機構とともに検討した。

その結果、講師が一方向的に話すセミナー形式では学生の関心を引くことは困難であり有効な効果は望めない、より興味を引くコンテンツが望ましいことから、過去に好評を博して来た「特許エンターテイメントセミナー」(寸劇)を実施することとなった。

ただし従来のは専門用語が多く、難解な内容であるとの指摘から、新たなコンテンツ「特許エンターテイメントセミナー ロボット物語」を作成した。

全国51の高専のうち、初年度は9つ(弓削、沼津、函館、豊田、新居浜、富山、木更津、北九州及び明石)の高専にて特許エンタメを実施した。

② パテントコンテスト・デザインパテントコンテストについて

当会、特許庁、文部科学省及び工業所有権情報・研修館が主催する標記コンテストを今年度も実施している。

本コンテストは学生・生徒さんに実際に特許権・意匠権の取得までの手続きを実体験していただき、知的財産マインドを高めてもらうことを目的とするものである。

パテントコンテスト委員会では知的財産支援センターの協力を得て、コンテスト参加校を増やすため、大学、高校、高等専門学校に働きかけを行った結果、パテントコンテストで377件(約25%増)、デザインパテントコンテストで400件(約50%増)と多数の応募があった。

そのうちパテントコンテストでは27件を、デザインパテントコンテストでは33件を出願支援対象として実際に指導弁理士を付けて出願の実体験をしてもらっている。

出願支援対象中、主催者賞のひとつとして、当会からは日本弁理士会会長賞及び震災復興応援賞を交付している。今年度は1月24日に渋谷セルリアンタワー東急ホテルで表彰式が執り行われ、古谷会長より上記賞を受賞者の方に授与した。

③ 発明展への賞の交付について

当会では種々の発明展に会長賞又は会長奨励賞を交付している。そのなかでも公益社団法人発明協会が主催する地方発明表彰は毎年全国8地区で実施され、当会はそれぞれで会長奨励賞を授与している。そのうち近畿地方発明表彰式は、発明協会総裁常陸宮殿下同妃殿下が御臨席され、11月25日に滋賀県大津市の琵琶湖ホテルで開催され、古谷会長が出席のうえ会長奨励賞を授与した。

## 5. 役員制度の見直し

役員制度を見直してシンプルな形に作り直します。

現行役員制度は、日本弁理士会の全国支部化が具体的に動き出した 2006 年度（平成 18 年度）から実行に移されていますが、常議員会と執行役員会との関係、正副会長と執行理事の権限と執行役員会における議決権との関係等、やや複雑で制度上の矛盾も指摘され、ここ数年来、見直しが議論されています。しかし、未だにその結論を出すには至っていません。

そこで、今年度はこの役員制度の問題に決着を付け、常議員会と執行役員会、さらには正副会長と執行理事との関係をシンプルなものに作り直し、より機動的で効率的な会務運営が図れるよう、役員制度を見直します。

**（役員制度改革委員会、会長室、知財戦略会議（WG））**

---

役員制度改革委員会において、役員制度の見直しを検討し、以下のとおり概要をまとめた。検討にあたって、産業構造審議会での弁理士法改正の議論の中に、弁理士会の自治に関する事項が含まれているため、これらの検討結果と整合を図った。

制度改正に伴う関係例規の改正について、平成 25 年度第 2 回臨時総会において可決承認された。すでに経済産業大臣の認可も受けており、平成 27 年 4 月 1 日から新制度に移行する。

産構審知的財産分科会報告書『弁理士制度の見直しの方向性について』においては、経産大臣の役員解任権（弁理士法第 72 条）を廃止する前提として、当会において自主的な規律が発揮されることが求められている。

そのために、当会は、自らの運営の強化、ガバナンスの強化に取り組むための前提となる意思決定を、今まで以上に適正、迅速、かつ強固に行っていかなければならない。今般の役員制度改革は、当会が行うべき多様な活動を行う基盤となるものであり、自治の強化に向けた改革の第一歩である。

### ●執行役員会と常議員会の役割の明確化、自主性の確保

#### (1) 常議員会の構成員を変更する。

- ・会長、副会長及び執行理事は常議員会に出席し、意見を述べるができるだけにとどめ、常議員会の自主性を発揮させる。

#### (2) 常議員会の議長及び副議長を常設し、議長にも招集権を持たせる。

- ・議長及び副議長を常設し、議長の裁量によって臨機応変に常議員会を開催することができるようにし、迅速性が求められ多様な会務運営への対応などを自主的に、かつスムーズに行えるようにする。

#### (3) 執行理事は会長の指名により選出する。

- ・現状では、執行理事の過半数は、規定上、常議員の中から選任しなければならない（会則第 63 条第 3 項）。この現状の改善策として、会長が、弁理士全体の中から必要な知見を有する者を執行理事に指名することにすれば、適任の人材の選任が現在よりもスムーズになり、今まで以上に、会長及び副会長のサポートを迅速かつ的確に行うことが可能となる。

### ●会長及び副会長のリーダーシップ強化に向けた執行役員会における制度改革

#### (1) 執行役員会は会長及び副会長の過半数が出席すれば開会することができる。

- ・現状では、会長、副会長及び執行理事が定足数の上で対等に扱われているため、執行役員会を開会するためには多数の執行理事が参加しなければならない、執行役員会を迅速に開催することが困難となっている。したがって、執行役員会の開催を迅速に行うために、会員の信任を経て選出された会長及び副会

- 長の意思によって開催が可能となる制度へと改善する。
- (2) 執行役員会の議決権は会長及び副会長のみが有する。
- ・執行理事は、会長又は副会長から委嘱を受けた常務を執行するための役員（会則第 61 条の 2 第 5 項）であるが、会務の意思決定を担う執行役員会において、選挙という会員の信任を得て選出された会長及び副会長と対等の議決権を有しており、有権者である会員の意向が執行役員会の決議に反映されない可能性を否定できないため、会長及び副会長のみが執行役員会の議決権を持たせる。
- (3) 会長及び副会長に通算の登録年数による候補制限を課す。
- (3-1) 会長：通算 10 年以上
- (3-2) 副会長：通算 5 年以上
- ・会長及び副会長には、会員としての経験を通じて会務活動に精通し、他の役員をリードして自主的な取組を適正かつ迅速に安定的な会務を運営することが求められているため、会長及び副会長に通算の登録年数による候補制限を課す。
- (4) 会長及び副会長に任期制限を課す。
- (4-1) 会長：引き続き 2 回を超える選任不可 [最長任期：4 年]
- (4-2) 副会長：引き続き 4 回を超える選任不可 [最長任期：4 年]
- ・特定の弁理士が長期間にわたってこれらの役員に就任し続けた場合、惰性に流れやすく、会務運営の独裁化、組織の硬直化、第三者との不適切な利害関係の発生といった事態が生じる懸念も払拭できない。したがって、会長及び副会長の任期には一定の制限を課して、開かれた会務運営の基盤を作る。
- (5) 副会長の有償制を導入する。
- ・当会の自治として、多方面にわたって社会的役割を果たすこと、弁理士の資質向上等に関する取組を迅速かつ適正に遂行していくこと、執行役員会の会務運営の重要性が増大すること、議決権・開会定足数が会長及び副会長に集中することなど、副会長の責任、負担は役員制度改革後に飛躍的に増大するため、副会長に期待される責務を果たすための負担に見合った報酬制を導入する（年額 360 万円）。

## 6. 日本弁理士会組織の見直し

- (1) 組織の合理化及び活性化を図ります。
- ・会務を横断的かつ継続的に把握して執行役員会をサポートする組織を設置し、会長室の官房機能を強化して、会務活動の一体化、合理化を進めます。これにより、執行役員会の日常的な事務処理負担を軽減して、執行役員会の執行機能の強化を図ります。
  - ・執行役員会の意向に沿った広報活動を展開するため、会長室を通じて広報センターの広報機能を活かし、戦略的広報活動を行います。
  - ・実務系委員会については、会員への実務情報の提供といった会員への還元機能を重視するとともに、対外的な政策提言、渉外活動等の機能の強化を図ります。
- (総合政策委員会、役員制度改革委員会、実務系委員会、  
会長室、知財戦略会議(WG))**

---

- ① 会員への実務情報提供について、以下のとおり実施した。
- ・特許委員会  
単一性及びシフト補正の審査基準改定に関する説明会を、北海道から九州までのすべての支部地域で開催（計 9 回 平成 25 年 9 月～10 月）

・ソフトウェア委員会

「ソフトウェア関連発明における進歩性要件に対する実務上の対処について」のテーマで研修を実施（平成25年10月 大阪にて）

他の委員会も、諮問、審議委嘱、委嘱事項を通じて活動の成果を出すべく鋭意対応した。また、上記のほか、各委員会は継続研修実施計画に沿って、それぞれ継続研修の単位の対象となる研修会、セミナー等を実施した。

② 対外的な政策提言は、例えば以下のとおり実施しており、今後も機会あるごとに進めていく。

- ・TPP 政府対策本部の求めに応じて、2度にわたり広く実務系各委員会の意見を募り、包括的経済連携対応ワーキンググループが取りまとめて意見を提出した。（平成25年7月、8月）
- ・コンセンスト制度（引用の商標を所有する先登録商標権者の同意があれば、それと類似する商標を他人に登録することを原則として認める制度）導入を求める意見書（平成25年9月 商標委員会から特許庁商標課宛）を提出した。
- ・商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の規定に基づく告示に関して、欧文字3文字・4文字からなる標章の大臣指定は慎重であるべきとする意見書（平成25年9月 商標委員会から特許庁商標課宛て）を提出した。
- ・世界知的所有権機関（WIPO）主催の第11回マドリッドプロトコル作業部会に代表を派遣（平成25年11月、国際活動センター及び商標委員会）した。
- ・世界知的所有権機関（WIPO）主催の第29回、第30回及び第31回SCTに代表を派遣（平成25年5月、11月及び3月、意匠委員会、商標委員会及び国際活動センター）した。
- ・第2回五大商標庁（日米欧中韓）会合におけるユーザーセッション（商標・意匠）への代表派遣（平成25年11月、意匠委員会及び商標委員会）した。
- ・第6回PCTワーキンググループへの代表派遣（平成25年5月 特許委員会）
- ・産業構造審議会の特許制度小委員会内に設置された、特許権の存続期間の延長制度検討ワーキンググループに委員を派遣（特許委員会）した。
- ・中国知識産権局の意匠に関する「専利審査指南」（日本の審査基準に相当）の改正案に関するパブリックコメントに対応して意見を提出（平成25年11月、意匠委員会と国際活動センターの共同作成、JPOを通じて）した。
- ・中国知識産権局の「専利権侵害の判定基準と専利詐称行為の認定基準手引き」に対する意見（平成25年10月、貿易円滑化対策委員会と国際活動センターの共同作成）を会長名で提出した。
- ・文化庁が設置する、文化審議会著作権分科会出版関連小委員会の中間まとめに関する意見募集に対応して、出版者への権利付与等についての方策として、電子出版権の創設により特定の団体に対して利益偏重になることなく、違法デジタルコンテンツの配信に対して適正に対処できるようになるという趣旨の意見書を提出した（平成25年10月、著作権委員会）。
- ・知的財産高等裁判所特別部（大合議部）に係属中の平成25年（ネ）第10043号事件について、日本の民事訴訟で初めて、広く一般からの情報又は意見の提出を求められたため、実務系の各委員会の意見を参考に知財訴訟委員会で意見書を取りまとめ、両当事者の訴訟代理人を通じて、意見書を提出した（平成26年3月）。

また、各委員会の職務権限に対応した特許庁や文化庁の各部署や、日本知的財産協会をはじめとする関係外部団体内の委員会等と緊密に連携し、情報収集や意

見交換等を実施した。

- (2) 将来の会務を担う人材を育成するため、委員会等の人事に未経験者枠を設けるとともに、知財戦略組織を始めとする重要組織に若手人材を積極的に登用します。

**(弁理士推薦委員会、会長室、知財戦略会議(WG))**

---

- ① 知的財産推進計画2013への積極的協力の一環として、日本貿易振興機構(JETRO)の海外事務所に派遣する弁理士を選任した。選任にあたっては、現地で収集した知的財産に関する情報を会務に還元することを条件とし、広く若手弁理士に対して公募を実施した。
- ② 委員会等の人事についても、広く委員の公募を行い、若手人材を積極的に登用した。

- (3) 会員の会務参加意欲を活用するため、人材登用の門戸を広く開放する一方で、委員長といった要職については適材適所の観点からの人事を重視します。例えば、過去の会務の継続を前提とした申し送りも十分に考慮しつつ、執行役員会の意向に沿った会務遂行の視点から適切な人材が選出されるような人事を進めます。政策の理解度、政策遂行の行動力、会務活動の実績といった様々な観点を客観的に評価し、適材適所な人事による強力な組織を編成することを目指します。

**(弁理士推薦委員会、会長室、知財戦略会議(WG))**

---

- ① 全会員へ公募を実施するとともに、実務系委員会等から適切な人材を推薦した。
- ② 昨今ミャンマーの急速な発展に伴い日系企業の進出が増加しているところ、政府の同国に対する知的財産制度の整備・支援にかかる取組みに協力するため、関連委員会等の協力を得て、適切な弁理士を推薦した。また、その他推薦案件においても、積極的に公募を実施するとともに、会務執行の視点から適切な人材を推薦した(平成25年度推薦案件:40件、延べ326名)。

- (4) 予算配分にメリハリをつけ、慣例的あるいは恣意的な予算配分は断固拒否し、弁理士のスキル向上、人材育成に対して積極的に資金を投入します。

**(研修所、財務委員会、弁理士推薦委員会、会長室、知財戦略会議(WG))**

---

弁理士育成塾をはじめとする新人弁理士向けの研修事業の予算を確保する一方で、これまで年間4000万円の予算を投じていた知財ビジネスアカデミーの予算を4割程度に縮小した。また、有料研修については出来る限り受益者負担となる受講料を設定するように努力した。

## 【その他】

- ① 東日本大震災復興支援

ア) 特許出願等復興支援制度

昨年度にスタートした同制度に基づき、本年度は64件の申請があり、うち26件を援助対象とした。

イ) ご当地グルメの模倣品対策

愛Bリーグが主催する「B1グランプリ」は年々活動が盛んになっているが、上位入賞の団体に対しては必ずといってよいほど模倣品が出回る傾向がある。当会においては昨年度に「なみえ焼そば」(出展団体の「浪江焼麺大国」は2013年度B1グランプリのゴールドグランプリ、第1位に輝いた)の商標出願を援助したが、「なみえ焼そば」も屋台などで多くの模倣品が出回り、模倣品の味に対する苦情が浪江焼麺大国に寄せられるなど模倣品に悩まされている状況である。

当会では浪江焼麺大国も所属する愛Bリーグ本部等と、「ご当地グルメを活用した地域おこしの活動」における模倣品対策の取組みに関する協定を締結し、共同で「地域ブランド監理監視機構」を立ち上げ、一般からの情報提供も募り、模倣品対策を進めている。

② 特許出願等援助制度(上記(1)①特許出願等復興支援制度の件数を含む)

本年度は137件の申請があり、うち49件を援助対象とした。

以上